

江別市移住促進パンフレット等作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

江別市移住促進パンフレット等作成業務の委託業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

江別市移住促進パンフレット等作成業務委託

(2) 業務内容

別紙「江別市移住促進パンフレット等作成業務委託仕様書(以下「仕様書」という)」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年2月末日まで

3 提案上限額

2,400,000円程度を予定（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※確定上限額は6月23日に市ホームページ上で公表する。

※本金額はプロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではない。

※見積金額は提案上限額を超えてはならない。

4 募集及び選定のスケジュール

内容	日程等
公募開始（実施要領等の公表）	令和5年6月 1日（木）
質問書提出期限	令和5年6月12日（月）午後5時まで（必着）
質問書に対する回答	令和5年6月16日（金）までに随時回答
提案上限額の公表	令和5年6月23日（金）
参加申込書類提出期限	令和5年6月27日（火）午後5時まで（必着）
企画提案書類提出期限	令和5年7月 3日（月）午後5時まで（必着）
書類審査（第1次審査）	令和5年7月 5日（水）
書類審査結果通知	令和5年7月 5日（水）
プレゼンテーション審査	令和5年7月13日（木）
審査結果の通知	令和5年7月中旬
契約締結・業務開始	令和5年7月下旬

※日程については都合により変更する場合がある。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

なお、参加事業者が1者のみの場合でも、本プロポーザルを実施する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5・6年度江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録されていない者に

あつては、「7 参加申込手続(1)④」の書類を提出すれば参加できること。

(3) 江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成 11 年 3 月 10 日施行）による指名停止を受けていないこと。

(4) 江別市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 38 号）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。

また、役員等が江別市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 国税、都道府県税、市区町村税の滞納がないこと。

(7) 令和 2 年度以降において、民間企業等を含めパンフレット作成（4 ページ以上で構成される物）業務を受託した実績を有すること。

(8) 北海道内に事業所（本店、支店又は営業所）があること。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式 1）による

(2) 質問期間

令和 5 年 6 月 1 日（木）から 6 月 12 日（月）午後 5 時まで

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。なお、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に着信確認のため、必ず電話連絡をすること。

また、質問期間以降は一切受け付けない。

(4) 提出先メールアドレス

seisaku@city.ebetsu.lg.jp

(5) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問者名を伏せ、令和 5 年 6 月 16 日（金）までに、市ホームページ上で随時回答する。ただし、質問が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼす恐れがある内容の場合は、回答できない旨を市ホームページ上で周知する。

なお、質問によって、本実施要領及び仕様書の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとする。

7 参加申込手続

(1) 提出書類（各 1 部）

① 参加申込書兼誓約書（様式 2）

② 会社概要（任意様式）

所在地、資本金、事業内容、社歴などが確認できるもの（会社パンフレット等の使用も可）

③ 業務実績書（様式 3）

④ 江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、下記の書類も提出すること。

- ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- エ 印鑑（登録）証明書 [複写可、拡大・縮小は不可]
- オ 納税証明書 [複写可]

国税の未納の税額がないことの証明書

（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

- カ 都道府県税及び市町村税の完納証明書等 [複写可]

本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届（写し））

- (2) 提出期限

令和5年6月27日（火）午後5時まで（必着）

- (3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る）により提出すること。

持参の場合は、土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、参加申込書の提出をもって、本要領に定める事項に同意したものとする。

- (4) 提出先

江別市企画政策部政策推進課（シティプロモート・住環境活性化担当）

- (5) その他

参加資格については、有無にかかわらず各申込者に通知する。

参加申込書兼誓約書提出以降、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式4）を提出すること。

8 企画提案書類の提出

- (1) 提出書類（正本1部、副本6部。副本については複写可とする）

- ① 企画提案書（任意様式）

別紙「評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを示し、提案すること。

サイズはA4版（縦横不問）とし、ページ番号を付してフラットファイルに綴ること。

表紙に、企画提案書類提出届（様式5）を添付すること。

下記ア～カの項目は必ず記載すること。その他独自の項目等があれば提案すること。

ア 全体コンセプト	-
イ 仕様	ページ数、紙質など （本冊子・ダイジェスト版リーフレット両方）
ウ ページ割（案）	ページ割のほか、作成における意図と狙いを記載すること。 （本冊子・ダイジェスト版リーフレット両方）
エ デジタル媒体掲載用 素材案	使用する媒体と素材案のほか、作成における意図と狙いを記載すること。
オ スケジュール	無理のない実現可能なスケジュールを示すこと
カ 業務の実施体制	業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること

② デザイン案（任意様式）

表紙を含むページのデザインのイメージが分かるもの（写真や文字はダミーでも可）。
本冊子及びダイジェスト版リーフレットの両方について作成すること。

③ 使用する紙のサンプル

本冊子及びダイジェスト版リーフレットの両方について提出すること。

④ 見積書（様式任意）

見積書はできるだけ詳細な内訳を記載すること。印刷製本費（本冊子 2,000 部、ダイジェスト版リーフレット 4,000 部）は必ず項目を分け、単価が分かるように記載すること。

(2) 提出期限

令和5年7月3日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る）により提出すること。

持参の場合は、土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

江別市企画政策部政策推進課（シティプロモート・住環境活性化担当）

(5) 提出にあたっての留意点

- ・著作権及び使用権が第三者に帰属するものを無断使用しないこと。使用する場合はあらかじめ権利関係を整理しておくこと。使用上の問題が発生しても、市は一切責任を負わない。
- ・提出期限後の書類の差し替え、再提出及び追加は認めないこととする。ただし、やむを得ない理由により修正または変更が生じた場合で、市が承諾した場合は、この限りではない
- ・書類の作成、提出及びプレゼンテーション審査参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・1事業者につき1提案とする。

9 審査方法等

本業務の受託候補者については、市職員及び有識者で組織する非公開の選定委員会において審査及び選定する。

(1) 書類審査（第1次審査）

- ① 評価基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会によって順位付けを行う。
- ② 各委員の得点の合計点数に基づき上位5者をプレゼンテーションの参加事業者として決定する。
- ③ 審査結果は7月5日（水）午後5時までに電子メールで通知する。電子メールの到着が確認できない場合は市企画政策部政策推進課に問い合わせること。
- ④ 参加事業者が5者に満たない場合、書類審査は実施しない。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 評価基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会によって順位付けを行う。
- ② 各委員の評価点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。

(3) 評価基準

書類審査及びプレゼンテーション審査の評価基準は、業務体制・スケジュール・企画内容等、

本業務を遂行するにあたっての充実度を主な評価基準とする。(別紙「評価基準」参照)

(4) 留意事項

- ・参加事業者数が1者の場合でも、プレゼンテーション審査は実施する。
- ・プレゼンテーション審査において、各委員の評価点合計が300点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。
- ・審査結果に関する問い合わせ及び異議等は一切受け付けない。

10 プレゼンテーション審査

(1) 実施日

令和5年7月13日(木) ※詳細は個別に通知する。

(2) 出席者

出席者は、実際に業務に携わる責任者を含み、3人以内とする。

(3) 発表時間

1提案者につき30分程度(プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度)

(4) その他

- ① 企画提案書の追加書類の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネルの使用は可とする。
- ② スクリーン、プロジェクターは市が用意する。これらの使用を希望する場合は事前に市企画政策部政策推進課まで連絡すること。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、提案者が用意すること。
- ③ プレゼンテーションにおいては、パワーポイントの使用を認める。

11 審査結果通知

全ての提案者に対して文書で通知するとともに、市ホームページにて受託候補者名と全ての提案者の評価点数を公表する。ただし、受託候補者以外の事業者名称は公表しない。

12 契約事項

江別市契約に関する規則等の関係法令の規定に基づき、受託候補者と委託契約を締結する。

なお、仕様書、契約条件等の詳細については別途協議するものとする。

選定した事業者が契約を締結しない又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結する。

13 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領等に示した提出方法及び提出期限及び提出場所を守らなかった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提案された見積金額が提案上限額を超過している場合

14 公募によるプロポーザルの中止等

本業務に係る予算の不成立があったときは、本プロポーザルの中止若しくは内容を変更する場合がある。ただし、この場合において、公募によるプロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

15 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、江別市情報公開条例（平成 14 年条例第 7 号）の規定に基づき、公文書公開請求の対象となる。
- (2) 本プロポーザルは、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、契約にあたっては仕様等を再度調整した上で委託契約を締結する。市と受託候補者の協議によっては、契約仕様が採択された提案内容と異なる場合がある。
- (3) 契約代金の支払いは、原則として本業務完了後の精算払いとする。

16 担当部署

江別市企画政策部政策推進課（シティプロモート・住環境活性化担当）

〒067-8674 北海道江別市高砂町 6 番地

TEL：011-381-1064

MAIL：seisaku@city.ebetsu.lg.jp

(別紙)

江別市移住促進パンフレット等作成業務委託公募型プロポーザル
書類審査（第1次審査）評価基準

	評価項目	評価ポイント	配点
1 業務の実現性（30点）	業務実績	業務を円滑に遂行するための実績とノウハウを有していることが説明できているか。	10
	業務体制	業務を実施するにあたり、人員確保・担当業務などの配置に配慮しているか。	10
	スケジュール	業務の実施手順、スケジュールは適切であるか。	10
2 企画内容（70点）	コンセプト	趣旨を理解し、時勢を捉えたコンセプトであり、移住促進につながる提案となっているか。	10
	創意工夫	本市の特色を理解し、本市の魅力を伝える創意工夫がなされているか。	10
	WEB連動	移住促進サイト、SNS等の各種デジタル媒体との連動について効果的な提案となっているか。	20
	デザイン性	本市に興味を持ち、手に取ってくれるような、魅力的なデザイン構成か。	10
		分かりやすく、見やすい内容・デザイン・レイアウト構成か。	10
経費の見積	事業費（見積書）の積算に納得感のある説明ができていないか。	10	
合計			100

配点表

	非常に優秀	優秀	標準	やや劣る	劣る
10点配点の場合	10・9	8・7	6・5	4・3	2・1
20点配点の場合	20～18	17～14	13～10	9～5	4～1

1 評価得点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の評価得点合計の上位5者をプレゼンテーション審査参加事業者として選定する。

江別市移住促進パンフレット等作成業務委託公募型プロポーザル
プレゼンテーション審査評価基準

	評価項目	評価ポイント	配点
1 業務の実現性 (30点)	業務実績	業務を円滑に遂行するための実績とノウハウを有していることが説明できているか。	10
	業務体制	業務を実施するにあたり、人員確保・担当業務などの配置に配慮しているか。	10
	スケジュール	業務の実施手順、スケジュールは適切であるか。	10
2 企画内容 (70点)	コンセプト	趣旨を理解し、時勢を捉えたコンセプトであり、移住促進につながる提案となっているか。	10
	創意工夫	本市の特色を理解し、本市の魅力を伝える創意工夫がなされているか。	10
	WEB連動	移住促進サイト、SNS等の各種デジタル媒体との連動について効果的な提案となっているか。	20
	デザイン性	本市に興味を持ち、手に取ってくれるような、魅力的なデザイン構成か。	10
		分かりやすく、見やすい内容・デザイン・レイアウト構成か。	10
経費の見積	事業費（見積書）の積算に納得感のある説明ができていないか。	10	
3 取組姿勢 (20点)	意欲・説得力	本業務に対する取り組み意欲が高く、熱意が感じられるか。プレゼンテーションに説得力があるか。	20
合計			120

配点表

	非常に優秀	優秀	標準	やや劣る	劣る
10点配点の場合	10・9	8・7	6・5	4・3	2・1
20点配点の場合	20～18	17～14	13～10	9～5	4～1

- 1 評価得点の合計を1委員につき120点満点として採点し、各委員の評価得点の合計が最も高い1者を受託候補者として選定する。
- 2 各委員の評価点合計が300点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。